

第6号様式記載要領

- この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
なお、事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。
- この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。
ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- ※印の欄は記載しないこと。
- 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額<1>」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額<4>」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額<5>」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額<7>」の欄の金額を記載すること。
- 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額<1>」の欄から「利子割額の控除額<11>」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額<12>」の欄に第6号様式別表1の2の「計<10>」の欄の金額を記載すること。
- 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額<1>」の欄は、法人税の申告書（別表1（1）から別表1（3）まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び用途秘匿金の支出に対する法人税額（用途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。
- 道府県民税の「<21>のうち見込納付額<22>」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 事業税の「所得金額総額<33>」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあつては第6号様式別表5の「合計<32>」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計<72>」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額<73>」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
- 事業税の「付加価値額総額<39>」又は「資本金等の額総額<41>」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額<11>」又は「課税標準となる資本金等の額<20>」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。
- 事業税の「平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額<46>」の欄は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第8条第2項から第5項までの規定による事業税額の控除の適用を受ける法人については第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額<16>」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額<17>」の欄の金額を記載し、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条第2項から第5項までの規定による事業税額の控除の適用を受ける法人については第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額<18>」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額<19>」の欄の金額を記載すること。
- 事業税の「<51>のうち見込納付額<56>」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長される法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額<58>」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計<37>」又は「軽減税率不適用法人の金額<38>」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計<5>」又は「軽減税率不適用法人の金額<6>」の「基準法人所得割額」の欄の

金額を記載すること。

- 17 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額<59>」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額<44>」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額<8>」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 18 地方法人特別税の「<64>のうち見込納付額<65>」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 19 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の（33））又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4）の2付表）の（42）<67>」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4）の2付表の「仮計（42）」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額（7）」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
- 20 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額<75>」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 21 還付請求の「中間納付額<76>」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 22 還付請求の「利子割額<77>」の欄は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第2条の規定による改正前の法第53条第40項の規定により還付を受けようとする場合において、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）の規定による改正前の政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 23 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
- 24 法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 25 法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。